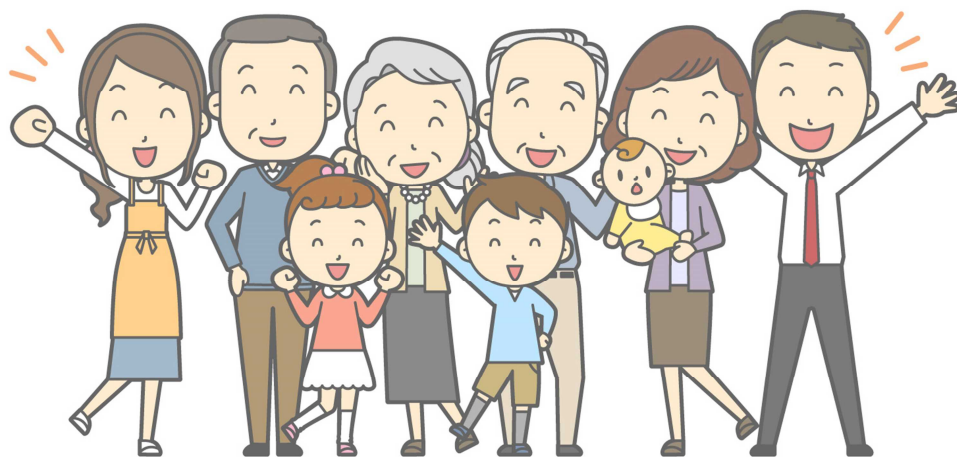


とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き



【吉野川市】

1 「とくしま在宅育児応援クーポン」とは

吉野川市では、在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払に使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

【対象サービス】

区分	サービス	提供事業所	連絡先等
クーポン払い	一時預かり	高越こども園	☎0883-42-2430
		鴨島東こども園	☎0883-24-8911
		認定こども園めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	☎0883-24-2435
		鴨島中央認定こども園	☎0883-24-2356
	託児サービス	ちびっこプラザ	☎0883-22-2440
	ファミリー・サポート・センター	吉野川市ファミリー・サポート・センター (ちびっこプラザ内)	☎0883-22-2440
	助産師による訪問支援 (乳房マッサージ等)	徳島県助産師会所属の助産師	徳島県助産師会のホームページ開業助産所一覧等 をご参照ください。
償還払い	病児・病後児保育	さくらんぼ(さくら診療所内)	☎090-7786-3191
		市外の病児・病後児保育施設	
	任意の予防接種 ・インフルエンザ ・おたふくかぜ	各医療機関	※任意の予防接種、フッ化物塗布は、県外の医療機関で受けても、サービス内容が確認できる領収書等があれば対象となります。6ページ「領収書例」をご覧ください。
	フッ化物塗布 (保険外診療のみ)	各医療機関	
	産後ケア (産後ケア体操等)	ちびっこプラザ	☎0883-22-2440

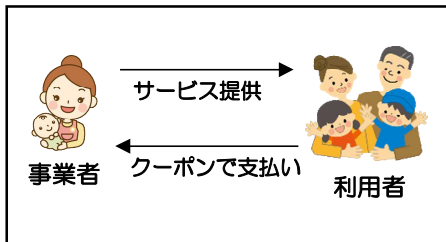
【対象サービス】

区分	サービス	提供事業所	連絡先等
償還払い	絵本・児童書 購入費	吉野川市内の 該当商品取扱店舗	
	おえっこスポーツクラブ 教室参加費	おえっこスポーツクラブ	☎0883-22-2444
	とくしま動物園 入園料	とくしま動物園	☎088-636-3215
	あすたむらんど 利用料 ・子ども科学館 ・プラネタリウム ・木のおもちゃ美術館	あすたむらんど	☎088-672-7111
	こども誰でも通園制度 利用料	吉野川市こども未来課	☎0883-22-2266
	子育て世帯訪問支援事業 負担金	吉野川市こども家庭センター	☎0883-22-2267
	産後ケア事業 負担金	吉野川市こども家庭センター	☎0883-22-2267

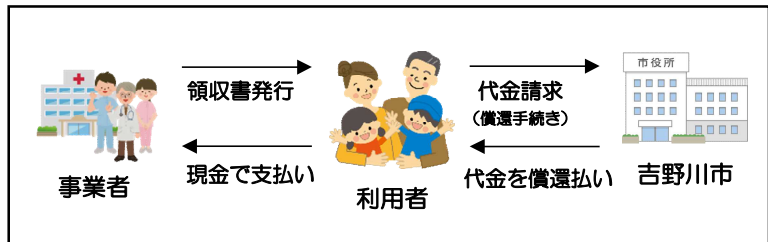
注) とくしま動物園入園料及びあすたむらんど利用料は、クーポン交付対象のお子さんと同様の保護者（父母または養父母）が対象となります。
年間パスポート・駐車料金・遊園地の入園料等は対象外です。

2 「とくしま在宅育児応援クーポン」の仕組み

クーポン払いの場合



償還払いの場合



■クーポン払い・償還払いについて

クーポン払いは、事業者への支払い時にクーポンを現金の代わりに利用できます。

償還払いは、代金を現金で支払っていただき、後日、吉野川市役所にて償還手続きが必要となります。償還手続きが必要なサービスについては当該手引きの1・2ページの「償還払い」の項目を、償還手続きについては6・7ページをそれぞれご覧ください。

■クーポン利用時の注意点

1. クーポンは冊子のまま利用してください。
切り離した場合は無効となりますのでご注意ください。
2. サービスによっては予約等が必要ですので、事前にサービス提供事業者へお問い合わせください。
3. クーポンはつり銭ができませんので、差額は現金でお支払いください。
4. クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。
不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。
5. クーポンは交付対象のお子さん及び保護者（父母または養父母）のみ使用できます。
兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。

吉野川市外へ引っ越した時は？

吉野川市外への引っ越し後は、有効期間内でもクーポンは利用できません。
ただし、引っ越し先の市町村で「とくしま在宅子育て応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を新しいクーポンに交換できます。
詳しくは、引っ越し先の市町村の窓口にお問い合わせください。

3 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ

(1) クーポン払いの場合

Step1 利用するサービスを選ぶ

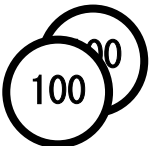
当該手引きの1・2ページに掲載している事業から利用したいサービスを選んでください。

Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などを確認してください。

クーポンは支払金額よりも額面が少ない場合のみ使えます。

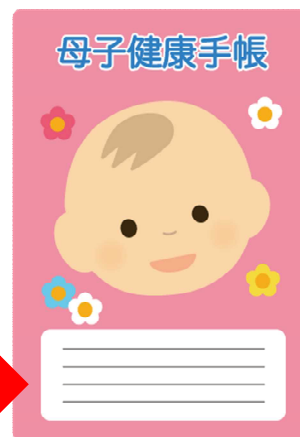
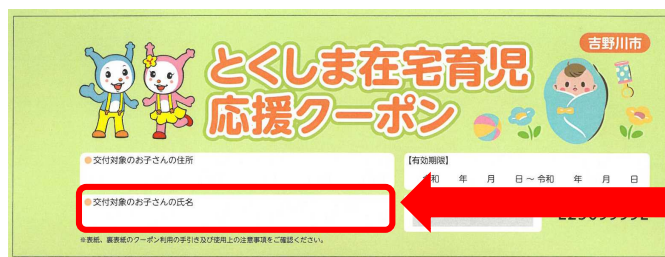
500円未満の端数の支払いには使用できませんので、ご注意ください。

例1：1,000 円の料金をクーポンで支払い  クーポン2枚で支払い クーポン2枚（1,000 円分）	例2：480 円の料金をクーポンで支払い  料金が 500 円未満のため、クーポンは使用できません。
例3：1,200 円の料金をクーポンで支払い  クーポン2枚（1,000 円分） +  現金 200 円 クーポン2枚（1,000 円分）と現金 200 円で支払い  利用料金を超える額のクーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。 クーポン3枚（1,500 円分）	

Step3 本人確認書類（母子手帳）の提示

クーポンでの支払いには、本人確認が必要となります。
原則として、母子手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので、
サービス利用時には母子手帳等を持参してください。

※母子手帳等で本人確認ができない場合は、
クーポンの利用ができない場合がありますので、
あらかじめご了承ください。



※事業者は母子手帳のお名前と
表紙の「氏名」欄を確認します

Step4 クーポンでの支払い

クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。
事業者側で確認のうえ、必要枚数だけ切り離します。



《 注 意 》
切り離すと無効になります！
使用の際は必ず冊子ごと
渡してください！



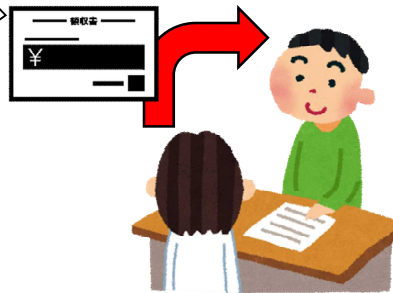
(2) 償還払いの場合

Step1 サービスの提供を受ける

利用料を一度現金でお支払いいただき、レシートまたは領収書を受け取ってください。

- ① 支払者氏名（親）
- ② 対象児童氏名
- ③ 利用年月日
- ④ サービスを提供した事業者名
- ⑤ サービスの内容
- ⑥ 金額

事業者からレシート（領収書）を受領



レシート（領収書）
をください。

【レシート（領収書）等の例】

領 収 証	
① 支払者氏名（親） 徳島 太郎 様 (徳島 次郎 様)	③ 利用年月日 令和●●年●月●日
② 対象児童氏名	⑥ 金額（額面 500 円以上であることが必要） ¥ ●●, ●●●
⑤ サービスの内容 但 インフルエンザ予防接種料 として 上記正に領収いたしました。	
●●病院 ●●●●	④ サービスを提供した事業者名 領収印

注1) 額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

注2) とくしま動物園の入園料やあすたむらんどの利用料など、レシートで詳細が分かるものについてはレシート可です。

注3) 絵本・児童書はレシート可ですが、題名が正しく記載されていない場合は、題名を明記した領収書を発行してもらってください。

注4) 絵本・児童書の判断がつきづらいものについては、絵本・児童書の現物をお持ちいただく場合がありますのでご了承ください。

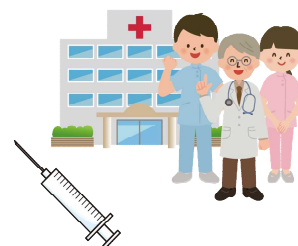
注5) サービスの内容が複数ある場合は、明細が分かる書類が必要です。

（例）病児・病後児保育利用料 → 領収書に加え、利用料・食事代・延長料などの明細が分かる明細書など

医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合

医療機関における**任意予防接種**と**フッ化物塗布**については、受付で申し出る必要はなく、**母子手帳の提示も必要ありません**。
また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば、受付で交付される**通常の領収書**で償還払いを受けられます。

※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただき、リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。



Step2 吉野川市役所での手続き

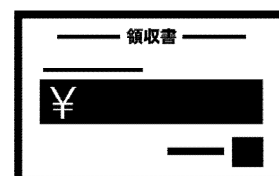
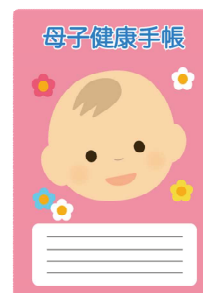
吉野川市役所でお渡しする「とくしま在宅育児応援クーポン請求書」に必要事項を記入のうえで、料金の償還払い請求を行います。

吉野川市役所で申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

【必要書類】

- 事業者の発行したレシートまたは領収書（原本）
- とくしま在宅育児応援クーポン
- 母子手帳
- 認印（スタンプ印不可）
- 通帳もしくはキャッシュカード

※「絵本・児童書」の申請をされる際、
「絵本・児童書」の判断がつきづらいものについては、現物をご持参ください。



【受付場所】

こども未来課

吉野川市役所本館1階⑫窓口

電話：0883-22-2266

FAX：0883-22-2245

受付時間 月曜日～金曜日

8:30～17:15

※提出いただいたレシート・領収書の原本は返却できませんのでご了承ください。

Step3 サービス利用料金の償還

吉野川市は請求書の内容を確認のうえ、代金相当額を償還払いします。

手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

《 注 意 》

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。
利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。

4 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポンQ&A）

Q ミルクやおむつの購入に使えますか？

A. 物品購入には使えませんので、ご了承ください。

Q クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？

A. クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。
端数は現金でお支払いください。

Q 家族の誰でもが使えますか？

A. クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんと、
その父母（または養父母）のみが利用できます。
ただし、父母（または養父母）が利用できるものには限りがあります。
例えば、予防接種は父母（または養父母）は対象外です。

Q 一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？

A. クーポンの利用対象は父母（または養父母）のみですので、
父母（または養父母）の家庭以外の家事援助には利用できません。

Q 上の子の用事で、下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、
上の子のクーポンを使ってもいいですか？

A. クーポンは、表紙に記名されているお子様のみ利用できます。
兄弟姉妹のクーポンは利用できません。

Q 県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？

A. 県外の医療機関で受けたインフルエンザ・おたふくかぜの予防接種も
クーポンの対象になります。
サービス内容が確認できる領収書等を受け取り、吉野川市役所で
償還払いの手続きをしてください。
領収書の記載例については、当該手引きの6ページをご覧ください。
なお、県外の医療機関で受けたフッ化物塗布についても同様です。